



2014-15 年度 R I のテーマ「ロータリーに輝きを」  
R I 会長 ゲイリー・C. K. ホアン (Light Up Rotary)

## 八戸南ロータリークラブ会報



●ガバナー 工藤 武重 ●会長 榎 清蔵 ●幹事 伊藤 斉 ●コミュニケーション委員長 米内 安芸

ホームページ : <http://www.hi-net.ne.jp/~hsrclub/>

Email : [hsrclub-2830@cd.hi-net.ne.jp](mailto:hsrclub-2830@cd.hi-net.ne.jp)

RI 第 2830 地区ホームページ : <http://www.rotary-aomori.org/2014/>

第 1916 回例会記録《ロータリー理解推進及びポールハリス追悼例会》

2015 年 1 月 29 日 (木) 点鐘 12:30

レポート No. 1349

### 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実か どうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるか どうか

### 第 1916 回例会要旨

- ・ 会長要件
- ・ 幹事報告
- ・ 各委員会報告  
《出席・親睦》
- ・ 会員卓話



熊谷 S A A

### 《会長要件》榎会長



今日はポールハリス追悼例会という事でレターボックスの中に資料を 2 枚入れてあります。ロータリージャパンのホームページからダウンロードしたのですが 4 人の方が写っている写真の下の方にロータリーが出来た時期が書いてありますのでちょっと読んでみます。「それは、1905 (明治 38) 年 2 月 23 日である。このころは、自動車がよく実用化の段階に入ったばかりで、まだ馬車の方が幅を利かせており、飛行機もそれより約 1 年ばかり前、ライト兄弟によって発明されていたが、ほんの 2~3 分間空に浮かぶことができるという程度であった (日本でいえば、日露戦争の終わった年にあたる)。」歴史に出てくるようなかなり以前のお話ですが、そこからポールハリスが中心となってスタートを切ったと言うような事が書いてあります。又、「4 人は、ポールハリスが過去 5 年の間にあたためてきたアイデアについて語り合った。簡単に言うと、お互いの事業あるいは職業上の結びつきを通じて、友好的交友関係を築くことができるはずであり、またそうすべきであるというのである。仕事の上での関係が、友情の妨げとなることはない、ポールは考えたのである。」と有り、これが継続されているのではないかと思います。もう一枚の女性の方が載っている方ですが下の方に「1989 年正式に入会が認められた」と言うように女性会員が認められたことが書いてあります。女性会員が日本では 3% 程度という事や、そのほかに女性の活躍が書かれています。私どもの 2830 地区でも、松本康子ガバナーが誕生していますし、女性の会員の方もこれから益々入られて活躍して頂ければと思っています。今日は大澤会員に卓話をいただく事になっていますがポールハリスと同じ弁護士という事もあります、



### 《出席報告》桜田委員長

正会員数 43 名。本日の出席は免除会員 5 名を含む 25 名。出席率 68% です。前々会の例会は、メーキャップ 2 名、出席率 64% でした。

一枚目の 4 人が写っている写真をじっと見ていますと、ポールハリスに大澤会員が似ているなど思いました。今日は卓話をよろしくお願ひします。

### 《幹事報告》伊藤幹事



- ・ ロータリーの友 2 月号がレターボックスに入っています。
- ・ 2 月のロータリーレートは 118 円です。
- ・ 来週の例会はよろず相談報告例会として 2 月 7 日 (土) 18 時 30 分からワシントンホテルです。

### 《ニコニコボックス》平光委員長

榎会長 : 大澤さんきょうは宜しくお願ひします。

伊藤幹事 : 大澤会員きょうはよろしくお願ひします。

平光会員 : 来週は 2 月 7 日 夜例会、橋本様よろしくお願ひします。



### 《ガバナーエレクト壮行会報告》伊藤幹事



1 月 10 日に弘前でガバナーエレクト壮行会があり、次年度の私と次年度幹事の吉田さんとガバナーノミニの長嶺さんの 3 人で行って来ました。実は地区補助金委員長の熊谷さんも出席予定だったのですが急に体調を崩されて 3 人で行って参りました。雪の続いている日だったので車で行くにあたって余裕をもって早めに出発したのですが、心掛けが良かったのか全線晴天で大分早く着き一番乗り位の早さでした。会場は結婚式場でしたが結構広い所で津軽三味線のアトラクションなどもある中で壮行会をしてきたのですが、私は三回目の壮行会への出席でした。熊谷年度、榎年度の幹事として、そして今回は会長エレクトとしての出席で、

これでお役御免かなと、来年は吉田さんと平光さんでお願いねとお話をしていたところ壮行会の最後にエレクト事務所のメンバーが壇上に上がり挨拶をなさいまして、これはまた来年も長嶺さんのエレクト事務所のメンバーとして全員参加で青森へ行かなければならないんじゃないかと思いつきました。長嶺さんのガバナー年度に向かって色々これからやらなければならないことが出てくると思いますが、早め早めに予定をお知らせしますので皆様のご協力をお願いします。実は弘前に行ってお土産をもらって帰ってきました。一つはインフルエンザで先々週は例会をお休みさせていただきました。もう一つありまして榊会長のRLIの修了証です。実はこれは本当は頂けない修了証なのですが、3回目のRLIにだけ出た方にも修了証が出ているのはおかしいのではありませんか、うちの会長は今年は2回目まで参加して3回目は欠席しましたが、実は前年のRLIにも出席しています、いただけないものですかと言ったところ山崎パストに連絡を取って下さり、特別に差し上げますと言う事でしたが機会を見て3回目の講習会にもその内出て下さいと言う事で、榊会長の修了証とバッヂを頂いて来ました。これが弘前からの土産でした。

#### 《会員卓話》大澤会員



今日はポールハリス追悼例会で卓話をして欲しいとの事でしたが特にロータリー情報に関するお話は準備してきておりません。ロータリーの創始者であるポールハリスが私と同じ弁護士であったと言う事にかこつけて私の職業である弁護士についてお話させていただきます。アメリカという所は弁護士が非常に多くて120万人いると言われてます。それに対して日本では、現在3万5千人です。これは人口比で行きますとアメリカは日本の二倍強、三倍近く、それから言っても日本は少ないのではないかとわれてきました。そういうこともありまして最近司法試験の合格者をどんどん増やし、弁護士も急に増えてまいりました。ここ10年間で10年前の2万5千人から3万5千人ですからかなり増えています。毎年1,500人位ずつ増えている状況です。その結果過当競争に陥りまして我々の業界も構造的な不況に見舞われている状況です。アメリカと日本では弁護士と言っても制度が大分違います。アメリカの場合はご存知のように州によって法律が違います。たとえば死刑制度の有る州と無い州もありますし、離婚が難しい州、比較的しやすい州もあり、まず弁護士として通常言われているのはその州の資格を持った弁護士なのです。ですからカリフォルニア州弁護士と言えばカリフォルニア州でしか出来ません。そういう州の弁護士ともう一つは複数の州にまたがって活動の出来る連邦の資格を持った弁護士もあり、そこが違う所です。アメリカの場合は資格を持っていても弁護士の仕事をしていない人が非常に多い、アメリカの政治家を見ると皆弁護士です。これは極端な言い方ですがほとんどの人が弁護士の資格を持っている。このように弁護士の資格を持ちながら違う仕事をしている人がかなり

います。もう一つはアメリカの場合は日本と違い資格があまり細分化されていません。日本だと弁護士他に税理士であるとか社会保険労務士、行政書士、司法書士がありますがアメリカは全部弁護士がやります。したがって弁護士と言っても皆が法廷へ出て活動するのではなくて、日本でいう税理士の仕事をしている弁護士もいれば司法書士の仕事をしている弁護士もいます。弁護士白書と言うものがありまして、これを見ますと弁護士一人当たりの国民数と言うのが出ています。日本の場合2014年現在で3,632名となっています。アメリカは26名です。これだけ見ると日本は非常に少ないのではないかと言う印象を持つかもしれませんが、けれども日本の場合その周辺にいる司法書士であるとか税理士であるとかそういう人々を加えた場合一人当たりの人口を見ると688名でそういう資格と言う面から見るとそんなに多くはないのではないかと言う気はしています。

ところで私は一昨年4月から昨年の3月まで日本弁護士連合会「日弁連」という所に行っておりました。日弁連とはどういう団体か正確に知っている人はあまりいないと思いますのでちょっとご紹介をしたいと思います。先程お話したように今、日本全国で3万5千人の弁護士がいます。日弁連と言うのはこの3万5千人の弁護士全員が加入している団体です。別な面から言いますと日弁連に加入していなければ弁護士の資格がもらえないと言う事です。これを強制加入団体と言っております。お医者さんとの違いはそういう所でありまして、お医者さんには医師会と言うものがありますが加入が強制されていない任意団体です。医師としての資格は国家試験を通れば資格がもらえると言う事でその辺が違う所です。日弁連にどういう役員がいるかと申しますと、まず会長が一人います。任期は二年で全会員の直接選挙で選ばれます。それを補佐するものとして副会長がおり任期は一年です。副会長は十三人で、内訳は一番弁護士の多い関東ブロックから五人、次いで近畿から二人、北海道、東北、中部、中国、九州、四国といった六つのブロックから一人ずつで私は東北のブロックから選出された副会長と言う事になります。副会長と言うのはそのブロックによって選び方が異なっていますが、東北の場合選挙で選びます。私の年は日弁連の65年の節目の年でしたがその内60回は仙台から出ていて、残る5回は各県から一人ずつで、私がやっと出て青森県から初めてという事になり、ようやく青森県の弁護士会も面目が立ったと言えるかもしれません。分かりやすく株式会社に例えると、会長が代表取締役だとすれば我々副会長は平の取締役と言う事で、取締役会を週に一、二回開きまして色々な事を決め、月に一回理事会が開かれ、これは各弁護士会の当てる職になっていまして全国から集まってきた会長さんたちで構成されますが、そこで重要な事を決めます。あとは最も基本的なことは総会で決めるという仕組みになっています。10日ぐらい前に仙台で新規登録弁護士の研修と言うものがありまして、そこで講師を務めてきました。これは前年度の副会長の役目で弁護士の歴史であるとか、弁護士会、日弁連の組織、仕組みであるとかそういうことをお話してきたわけですが、そのなか

らかいつまんでお話ししたいと思います。

弁護士制度の歴史と言うものを見ますと弁護士と言うのは当初は代言人と呼ばれていました。代わりに言う人と言う事で、明治5年に制定された司法職務定制、法律の一種だと思いますがそこに初めて代言人と言うのが登場してきます。代言人の他にも証書人、今の公証人にあたり、代書人、今の司法書士にあたりますが、これについても規定がありました。代言人と言うのは非常に地位が低くて、この証書人、代書人の下であり代言人と言うのは自ら代書を出来ないと言う事になっていました。皆さんご存知のように三百代言と言う言葉もあるように、代言人と言うのが蔑視されていた時代であり、その後明治9年、13年と代言人の規則が改正され弁護士法と名の付いた法律が出来たのは明治26年になってからでした。その前の明治22年2月にいわゆる旧憲法、大日本帝国憲法と言うのが発布になりました。当時の庶民はそれを聞いて絹布の法被が支給されるそうだと喜んだそうです。絹の法被をプレゼントしてもらえると勘違いしたそうですがその憲法が発布になりその後いろんな法律が出来てきた中で弁護士法と言うのが制定されていったと言う事です。その後改正が加えられて来たわけですが戦前は弁護士と言うのは行政の監督を受けていました。当時は検事正が監督していましたがその後は司法大臣の監督下に置かれました。今の弁護士法と言うのは1949年、昭和24年に制定されました。これは非常に画期的な内容を持っておりまして、いくつかありますが時間もないようですから今ここで一つだけ弁護士自治と言うものについてお話をしたいと思います。新しい弁護士法の特色と言うのは弁護士の使命と言うのは、基本的人権の擁護と社会正義の実現であると第一条に明記したことです。弁護士名簿の登録に関しましては司法省が管轄していたものを自治組織である日弁連に権限を移したと言う事です。それから懲戒権、これは行政庁ではなく日弁連、あるいは各弁護士会が握るという自治的懲戒権についての規定が置かれました。弁護士の自治と言う事は他の資格と比べますと特別扱いで、中には何で弁護士だけにそういった特権を与えるんだと言う方もいますが、それは大いなる誤解でありまして、これは是非皆さんに弁護士自治と言うものが何故あるかという事を理解してもらいた

いと思います。簡単に言いますと水俣訴訟とか福島第一原発事故の訴訟であるとか、これは国を相手にして住民が訴えを起こしているいわゆる国賠訴訟と言われるものですが、これを考えてみますと、もしその代理人に立っている弁護士が法務省の監督を受けたり、最高裁の監督を受けたらどういう事になるのかと言う事です。十分に国民の権利を擁護する事が出来ない訳です。監督官庁の顔色を窺うような事の無いように、まったくそういったことを気にせず存分に国民の権利の擁護に努められるようにと言うのが弁護士自治の本来の意味です。その辺の事を誤解している方がまだ多いと言うのは非常に残念な事です。弁護士自治と言うのは決して私たち弁護士の為にあるのではなく国民の為にあるのだと言う事を理解して頂きたいと思います。私たちとしてはこの弁護士自治と言うのは非常に大切なものであり、何としても守っていかねばならない物だと考えています。ところが最近、非常に残念な事に弁護士の不祥事が良く新聞などで取り上げられ、その所謂不祥事、懲戒に掛かるような件数は増えてはいないのですが最近は金額の大きな横領事件が目立っており、そういう所から増えていると思っている方もいらっしゃると思いますが、そういう事ではありません。ただやはり多額の横領事件が起きると言うのは問題ですから我々も何とかしなければいけないと気持ちを引き締めています。当然のごとくそういう事がありますと日弁連、弁護士会と言うのは自浄能力がないのではないか、懲戒権を預けておいていいのかと言う話になってきます。そこで今私たちは必死に防戦をしている状況です。懲戒と言うのは懲戒委員会が決めるわけですが、その懲戒委員会には弁護士の他、裁判官も入ってきます。警察官の委員もいますし学識経験者の委員もいます。それだけ透明にしています。決して私たち内輪でなあなあでやっているものではなく場合によっては弁護士の委員の方が厳しい意見を述べることもあります。そういった形での弁護士自治だけは国民の為に何としても守らなければいけないと考えています。今日一番言いたかったのはそこでありまして、その辺は何かご理解いただけたかと思います。私達が「弁護士自治」と叫んだら「頑張れ！」と応援して頂きたいと思